

臨床スキル・シミュレーションラボ（スキルスラボ）利用に係る申合せ

平成 29 年 3 月 28 日制定

（目的）

臨床教育研究棟（IPE 棟）に設置される臨床スキル・シミュレーションラボ（以下「スキルスラボ」という。）の安全かつ有効利用については、本申合せの定めるところによる。

（利用申請手続き）

スキルスラボの利用申請手続きについては、別途定める手順により事前に申し込む。

（機器等の維持管理等）

スキルスラボの施設としての管理は当面、医学部附属医学教育研究開発センター医療技術教育研究部門（以下「医療技術教育研究部門」という。）が行うこととする。

ただし、機器等の維持管理については、当該学部が責任を持って行うこととし、機器の登録及び取消並びに廃棄に関する申請手順については、別途定める。

（協議会）

スキルスラボは、大学医療系学部（医学部、薬学部、看護学部、医療衛生学部）、大学病院、併設校（保健衛生専門学院）の共同利用施設となることから、その運営等については、スキルスラボ利用者協議会（以下「協議会」という。）を設置し協議する。

（協議会の任務）

協議会は、次の事項を協議する。

- (1) スキルスラボの利用申請手続き
- (2) 機器等の維持管理方法
- (3) 機器の新規登録、取消、廃棄手続き
- (4) その他スキルスラボの運営に係る事項

（協議会構成員）

協議会の構成員は、次の各号に規定する部門の学部長、病院長、学院長の推薦する者により構成する。

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 医学部 | 1 名 |
| (2) 薬学部 | 1 名 |
| (3) 医療衛生学部 | 1 名 |
| (4) 看護学部 | 1 名 |
| (5) 大学病院 | 2 名（医師 1 名、看護師 1 名） |
| (6) 保健衛生専門学院 | 1 名 |

（協議会の運営）

協議会は、次のとおり運営する。

- (1) 議長は医学部構成員が務める。

- (2) 議長は協議会を招集し、その議長となる。
- (3) 議長が不在又は事故のある時は、あらかじめ定められた構成員が議長を代行する。
- (4) 協議会は構成員定数の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (5) 構成員の任期は2年とし再任を妨げない。
- (6) 協議会は必要に応じて、構成員以外の関係者を出席させ、意見を聴くことができる。

(利用状況報告)

スキルラボの利用状況については、医療技術教育部門が発行する「臨床スキルラボ便り」をもって毎月関係部署に報告する。

(事務局)

医学部事務室教務課並びに教学センターが行う。

(申合せの改廃)

この申合せの改廃は、協議会の議を経て決定する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月28日開催 第382回主任教授会承認)